

議案第17号

大田原市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市奨学金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年2月28日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市奨学金貸与条例の一部を改正する条例

大田原市奨学金貸与条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「、次の各号に」を「、次の各号のいずれにも」に改め、同条第1号中「本市市民の被扶養者」を「市内に住所を有する者の被扶養者」に、「修学困難な者」を「修学困難なもの」に改め、同条第2号中「又は大学」を「、大学又は大学院」に改め、同条第3号中「すぐれ」を「優れ」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 第6条第2号に区分される者のうち、奨学金の貸与額を月額60,000円とする場合にあっては、他の機関から奨学金又はそれに類するものの貸与を受けていないもの

第5条の見出し中「選考」を「決定」に改める。

第6条第2号中「又は大学」を「、大学又は大学院」に改める。

第8条の見出し中「停止等」を「停止」に改め、同条各号列記以外の部分中「の一に」を「のいずれかに」に、「停止し、又は廃止することができる」を「停止することができる」に改める。

第9条を次のように改める。

（奨学金の返還）

第9条 奨学金は、貸与期間終了の月の翌月から1年を経過した後、次の各号に掲げる期間内に、半年賦又は年賦により、これを返還しなければならない。ただし、奨学生であった者の希望により、繰上げて返還することができる。

- (1) 年貸与額が240,000円以内の者 貸与期間の2倍に相当する期間
- (2) 年貸与額が240,000円を超え480,000円以内の者 貸与期間の3倍に相当する期間
- (3) 年貸与額が480,000円を超える者 貸与期間の4倍に相当する期間

2 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた奨学金を直ちに返還しなければならない。

- (1) 奨学金を辞退したとき。
- (2) 停学又は退学の処分を受けたことにより奨学金の貸与を取り消されたとき。

第10条を削る。

第11条各号列記以外の部分中「の一に」を「のいずれかに」に改め、同条第2号中「、困難であるとき」を「、困難であると認められるとき」に改め、同条を第10条とする。

第12条に次の1項を加え、同条を第11条とする。

2 大学在学中に奨学金の貸与を受け、卒業後に市内に住所を有し、奨学金の返還（繰上げ返還を除く。）開始から2年目の者に限り、規則で定めるところによる奨学金返還の免除申請のあったものについて、教育委員会は、貸与した奨学金の一部の返還を免除することができる。

第13条中「正当な理由がなく」を「奨学生が正当な理由がなく」に改め、「遅滞した

ときは、」の次に「教育委員会は、」を加え、同条を第12条とする。

第14条を第13条とする。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大田原市奨学金貸与条例第11条第2項の規定は、平成26年3月31日に貸与を終了する者から適用する。